

【参考】指導とは（指導の目的）

保険医療機関における保険診療等について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等をさらに理解し、保険診療の質的向上及び適正化を図る

健康保険法第七十三条（厚生労働大臣の指導） 一部抜粋
保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

面談懇談方式により実施

厚生労働省（指導官）

保険医療機関（保険医）



算定できていれば良い
という事では無い

保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底
させることを主眼とし、懇切丁寧に行う